

第 72 回接続委員会 議事概要

日時 令和 7 年 3 月 19 日（水）17:00～17:55

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、西村 暢史委員、山下 東子委員、青柳 由香専門委員、
関口 博正専門委員、高橋 賢専門委員、橋本 悟専門委員

総務省 大村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、小川料金サービス課
課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

【議事概要】

・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第 3 1 9 1 号】

○ 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。

○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

・ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第 3 1 9 2 号】

○ 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。

○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

＜東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について>

【主な発言等】

（高橋専門委員）

意見 1 2 について、NTT 東西にとってコントロール可能なものかどうなのかという観点で考えたら、NTT 持株の自己資本比率を採用するという案は乱暴だと思う。

一方、幾つかの事業者の方から資金調達の実態について意見をいただいているので、そういった精査は、機会があればやる必要があるかなと思う。

（小川料金サービス課課長補佐）

いただいた御指摘はごもっともだと思う。すぐに結論を出すことは拙速かと思うので、まずは、資本調達の実態の把握に向けて、こういった形で検討していくことができるか引き続

き総務省でも議論してまいりたい。

（関口専門委員）

高橋専門委員と同意見。既にNTT持株に占める固定通信の比率はかなり低減しており、その意味で、他社の資本構成比率等を使うということについては、極めて慎重であるべき。

意見12の中で、市場に対して発生した資金調達コストではないので、親会社からの出資、それから親会社からの借入れについては吟味すべきだという御意見があったが、未来永劫配当がないという確約があれば別途の考慮が必要かもしれないが、そのような約束はないと思っている。それから、親会社からの借入れについては、NTT東日本の財務諸表の関連当事者との取引に関する注記の1番に「資金の借入れについて親会社の資金調達条件と同一としております。なお、担保は提供しておりません。」とあるので、担保提供してないという点では特別な配慮があることもあるとは思いますが、NTTグループの資金調達については現在、NTTファイナンスが全て取りまとめて、一括して金融機関と交渉した上で配分しているという認識。その親会社分をさらに親会社からの借入れという形をしていることについて、2024年3月期で利息の支払い9億4,700万という借入金も明示されており、これが親会社の資金調達と同一条件での借入れになっているということなので、必ずしも市場から乖離した条件で資金調達しているというふうには私は認識していない。この意味でも、現状の資本調達の取扱いについては、特段、大幅な見直しが求められるものではないと理解している。

（山下委員）

意見の19の中で、提供の期間について、あるところには遅延が発生し、あるところはどうでもなくて優遇されているといったような公正競争上の問題となるような遅延があると事業者は書いている。事実としては、遅延の期間は縮まっており、遅延のある事例というのは一時あったけれども、そういう例は少なくなっていると総務省からは伺っている。

事実としてはそうなのかもしれないが、結局、このような意見が出てくるとするのは、NTT東西と事業者の間でお互いに信頼関係が構築されておらず、NTT東西は透明性を確保しているつもりでも、周りの事業者から見て、そのように見られていない場合もあるということの証ではないかと思う。

そういう意味では、今後も、透明性が確保される公正競争上の問題が生じていると思われる

ないような丁寧な説明をしていただくのが良いかと思う。

（西村暢史委員）

提供遅延について、総務省への報告を要望するのは適切。山下委員がご指摘のとおり、公正競争上の問題というのは非常に重要な状況を示していると思う。さはさりながら、接続事業者の方からの問題提起は、結局のところエンドユーザーの通信サービスの利用ということに関わってくることになるので、今回の要請は消費者保護の観点からも重要だと思う。苦情等の数あるいは提供遅延の数が減っていったというのはすごく良い状況だとも思っている。NTT東西におかれてはより積極的に進めてほしい。

（小川料金サービス課課長補佐）

報酬の議論については、関口専門委員からの御示唆、公表されているデータもよく踏まえながらの議論が必要と考えている。引き続き御指導賜りたい。

また、提供遅延の関係について、接続料の算定等に関する研究会の中でも、継続して議論しフォローしていくと取りまとめている状況。徐々に状況は改善されつつあるが、御指摘いただいたとおり、接続事業者からしてみれば、エンドユーザーにどれだけのリードタイムでサービス提供していけるかということにも直結する問題だと思う。状況改善に向けて不断に議論を進めていきたい。その観点で、今回の要請について、今後フォローさせていただいた上で、また御議論いただきたい。

（西村暢史委員）

今回、考え方の6で、光回線再利用スキームについて指摘されている。総務省の方からも必要に応じて今後このスキームに参加する事業者の数を増やしていくよう促進、ウォッチしていくというようなことを考え方で示されていたが、やはり必要な対応かと思うので、定期的をお願いしたい。

（小川料金サービス課課長補佐）

御指摘いただいた光回線再利用スキームについては、競争ルールの検証に関するWGの中でも御議論いただいた事項で、今年の2月から運用が開始されているが、事業者からも進捗状況が芳しくないのではないかといった意見をいただいている。この点、実態把握も含め、

まずどこかの場でフォローした上で、それを踏まえて御議論いただくといったことも考えてまいりたい。

（相田主査）

特に変更すべきという御意見はなかったため、3月26日に開催される電気通信事業部会には、報告書（案）のとおり報告することとしたい。

<第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について>

【主な発言等】

（相田主査）

特に変更すべきという御意見はなかったため、3月26日に開催される電気通信事業部会には、報告書（案）のとおり報告することとしたい。